

政令第二百六十六号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十一イの表平成二十九年三月の項を削り、同表に次のように加える。

令和八年三月	四千七百三十一万円
--------	-----------

別表第十一ロの表令和二年三月の項を削り、同表に次のように加える。

令和八年三月	千二十八万円
--------	--------

別表第十一ハの表令和二年三月の項を削り、同表に次のように加える。

令和八年三月	千二十七万円
--------	--------

附 則

この政令は、公布の日から施行する。